議第40号

滋賀県立自然公園条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和６年２月14日

滋賀県知事　　三 日 月　　大　　造

滋賀県立自然公園条例の一部を改正する条例

滋賀県立自然公園条例（昭和40年滋賀県条例第30号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第１章　総則（第１条－第４条）

第２章　指定（第５条・第６条）

第３章　公園計画（第７条－第９条）

第４章　公園事業（第10条－第23条）

第５章　保護および利用（第24条－第38条）

第６章　生態系維持回復事業（第39条－第42条）

第７章　質の高い自然体験活動の促進のための措置（第43条－第47条）

第８章　風景地保護協定（第48条－第53条）

第９章　公園管理団体（第54条－第59条）

第10章　費用（第60条－第65条）

第11章　雑則（第66条－第68条）

第12章　罰則（第69条－第75条）

第13章　補則（第76条）

付則

第１条中「について、生物の多様性の確保に配慮しつつこれ」を削り、「図り、もつて」を「図ることにより、」に改め、「資する」の右に「とともに、生物の多様性の確保に寄与する」を加える。

第２条第１号中「すぐれた」を「優れた」に改め、同条第２号中「施設」を「事業」に改め、同条に次の１号を加える。

(4) 生態系維持回復事業　公園計画に基づいて行う事業であつて、県立公園における生態系の維持または回復を図るものをいう。

第３条第１項中「おいて」の右に「努めるとともに、相互に連携を図りながら協力するよう」

を加える。

「第３章　公園計画および公園事業」を「第３章　公園計画」に改める。

第７条の見出し中「および公園事業の決定」を削り、同条第１項中「および公園事業」を削り、「知事が、」の右に「関係市町および」を加え、「聞いて」を「聴いて」に改め、同条第２項中「または公園事業」を削り、「告示し」の右に「、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供し」を加え、同項を同条第４項とし、同条第１項の次に次の２項を加える。

２　公園計画は、県立公園ごとに、当該県立公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。

３　知事は、必要があると認めるときは、公園計画において、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を定めることができる。

第８条の見出しを「（公園計画の廃止および変更）」に改め、同条第１項中「および公園事業」を削り、「ときは、」の右に「関係市町および」を加え、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第２項中「前条第２項」を「前条第４項」に改め、「および公園事業」を削る。

第９条を次のように改める。

（協議会による公園計画の変更の提案）

第９条　第18条第１項に規定する協議会は第19条第１項に規定する利用拠点整備改善計画について、第43条第１項に規定する協議会は第44条第１項に規定する自然体験活動促進計画について、知事に対し、その作成のために必要な県立公園に関する公園計画の変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園計画の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

２　知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園計画の変更をする必要がないと判断したときは、その旨およびその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

第10条から第15条までを削る。

第９章中第52条を第76条とし、同章を第13章とする。

第51条中「第46条、第47条、第49条」を「第69条、第70条、第72条」に改め、第８章中同条を第74条とし、同条の次に次の１条を加える。

第75条　次の各号のいずれかに該当する者は、５万円以下の過料に処する。

(1) 第12条第９項、第15条または第16条第２項の規定に違反して、届出をせず、または虚偽の届出をした者（第12条第３項の認可を受けた者に限る。）

(2) 第26条第６項（同条第８項において準用する場合を含む。）の規定に違反して立入認定証を携帯しないで立ち入つた者

第50条各号列記以外の部分中「該当する」の右に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第１号から第３号までを次のように改める。

(1) 第23条第１項もしくは第２項、第32条第１項もしくは第47条第１項の規定による報告をせ

ず、もしくは虚偽の報告をし、またはこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは質問に対して陳述をせず、もしくは虚偽の陳述をしたとき。

(2) 偽りその他不正の手段により第26条第５項（同条第８項において準用する場合を含む。）の立入認定証の再交付を受けたとき。

(3) 第29条第４項の許可を受けないで認定関係事務の全部を廃止したとき。

第50条第４号中「第26条第１項」を「第34条第１項」に、「よる」を「違反して、」に、「者」を「とき。」に改め、同条第５号中「第26条第５項」を「第34条第５項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第６号中「第28条第１項」を「第36条第１項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第７号中「第28条第２項」を「第36条第２項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第８号中「第30条第１項第１号」を「第38条第１項第１号」に、「者」を「とき。」に改め、同条第９号中「第30条第２項」を「第38条第２項」に改め、「同条第１項第２号」の右に「または第３号」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第10号中「第43条第５項」を「第66条第５項」に、「者」を「とき。」に改め、同条を第73条とする。

第49条中「第26条第２項または第40条」を「第13条、第34条第２項または第57条」に改め、「違反した」の右に「ときは、当該違反行為をした」を加え、同条を第72条とする。

第48条中「第22条第１項」を「第30条第１項」に改め、同条を第71条とする。

第47条各号列記以外の部分中「該当する」の右に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第３号中「第25条」を「第33条」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第５号とし、同条第２号中「第18条第１項」を「第26条第１項または第７項」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第４号とし、同条第１号中「第16条第３項または第17条第３項」を「第25条第３項」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第３号とし、同号の前に次の２号を加え、同条を第70条とする。

(1) 第12条第３項の認可を受けた者が、同条第６項の規定に違反して、同条第４項各号に掲げる事項を変更したとき。

(2) 第12条第10項の規定により認可に付された条件に違反したとき。

第46条中「第27条第１項の規定による命令に違反」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為を」に改め、同条に次の各号を加え、同条を第69条とする。

(1) 第17条第１項または第35条第１項の規定による命令に違反したとき。

(2) 第24条第３項の規定に違反したとき。

第８章を第12章とする。

第45条第１項中「第16条第３項」を「第24条第３項」に、「第25条」を「第33条」に、「第26条第２項」を「第34条第２項」に改め、同条第２項中「第43条第１項」を「第66条第１項」に改め、第７章中同条を第68条とする。

第44条を第67条とする。

第43条第１項中「関して」を「関し、」に、「をする」を「のため」に、「かき」を「垣」に

改め、同項ただし書中「その他」の右に「他」を加え、同条第２項および第３項中「かき」を「垣」に改め、同条第４項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、同条第５項中「かき」を「垣」に、「立入」を「立入り」に改め、同条を第66条とする。

第７章を第11章とし、同章の前に次の１章を加える。

第10章　費用

（公園事業の執行に要する費用）

第60条　公園事業の執行に要する費用は、その公園事業を執行する者の負担とする。

（受益者負担）

第61条　知事は、公園事業の執行により著しく利益を受ける者がある場合においては、その者に、その受益の限度において、その公園事業の執行に要する費用の一部を負担させることができる。

（原因者負担）

第62条　知事は、他の工事または他の行為により公園事業の執行が必要となつた場合においては、その原因となつた工事または行為について費用を負担する者に、その公園事業の執行が必要となつた限度において、その費用の全部または一部を負担させることができる。

（負担金の徴収方法等）

第63条　前２条の規定による負担金の徴収方法その他負担金に関し必要な事項は、規則で定める。

（補助）

第64条　知事は、予算の範囲内において、公園事業を執行する県以外の者に対して、その公園事業の執行に要する費用の一部を補助することができる。

（適用除外）

第65条　この章の規定は、公園事業のうち、道路法（昭和27年法律第180号）による道路に係る事業および他の法律または条例にその執行に要する費用に関して別段の規定があるその他の事業については、適用しない。

第６章中第42条を第59条とし、第41条を第58条とし、第40条を第57条とする。

第39条中「前条第１号」を「前条第１項第１号」に改め、同条を第56条とする。

第38条第３号から第５号までを削り、同条第６号中「前各号」を「前２号」に改め、同号を同条第３号とし、同条に次の１項を加え、同条を第55条とする。

２　公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

(1) 県立公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報または資料を収集し、および提供すること。

(2) 県立公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言および指導を行うこと。

(3) 県立公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査および研究を行うこと。

(4) 前３号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第37条第１項中「次条各号」を「次条第１項各号」に改め、同条を第54条とする。

第６章を第９章とする。

第36条中「第34条」を「第51条」に改め、第５章中同条を第53条とする。

第35条中「第31条第２項」を「第48条第２項」に改め、同条を第52条とする。

第34条を第51条とする。

第33条各号列記以外の部分中「第31条第５項」を「第48条第５項」に改め、同条第２号中「第31条第３項各号」を「第48条第３項各号」に改め、同条を第50条とする。

第32条を第49条とする。

第31条第１項中「第37条第１項」を「第54条第１項」に、「第38条第１号」を「第55条第１項第１号」に改め、同条を第48条とする。

第５章を第８章とし、同章の前に次の２章を加える。

第６章　生態系維持回復事業

（生態系維持回復事業計画）

第39条　知事は、県立公園における生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、公園計画に基づき、審議会の意見を聴いて、県立公園における生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めることができる。

２　生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 生態系維持回復事業の目標

(2) 生態系維持回復事業を行う区域

(3) 生態系維持回復事業の内容

(4) 前３号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

３　知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を告示しなければならない。

４　知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、または変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

５　第３項の規定は、知事が生態系維持回復事業計画を廃止し、または変更したときについて準用する。

（生態系維持回復事業）

第40条　県は、県立公園内の自然の風景地の保護のため生態系の維持または回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行うものとする。

２　国等は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について県立公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

３　国および地方公共団体以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、およびその生態系維持回復事業が県立公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができ

る。

4　第2項の確認または前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 生態系維持回復事業を行う区域

(3) 生態系維持回復事業の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5　前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6　第2項の確認または第3項の認定を受けた者は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国および他の地方公共団体にあつては知事の確認を、国および地方公共団体以外の者にあつては知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7　前項の確認または同項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

8　第5項の規定は、前項の申請書について準用する。

9　第2項の確認または第3項の認定を受けた者は、第6項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

（認定の取消し）

第41条　知事は、前条第3項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

(1) 県立公園における生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行つていないと認めるとき。

(2) その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。

(3) 前条第6項または第9項の規定に違反したとき。

(4) 次条の規定による報告をせず、または虚偽の報告をしたとき。

(5) 偽りその他の不正の手段により前条第3項または第6項の認定を受けたとき。

（報告徴収）

第42条　知事は、第40条第3項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第7章　質の高い自然体験活動の促進のための措置

（自然体験活動の促進に関する協議会）

第43条　次に掲げる者は、単独でまたは共同して、県立公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

(1) 当該県立公園の区域内において自然体験活動の促進に関する事業（以下「自然体験活動促

進事業」という。）を実施し、または実施すると見込まれる者

(2) 当該県立公園の区域内の施設、土地または木竹であつて自然体験活動促進事業に係るものの所有者、使用および収益を目的とする権利を有する者または管理者

(3) 当該県立公園の区域をその区域に含む市町

2　前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

(1) 前項第1号および第2号に掲げる者

(2) 前項第3号に掲げる市町（当該協議会を組織する者である場合に限る。）

(3) その他当該協議会が必要と認める者

3　第18条第3項から第8項までの規定は、第1項に規定する協議会について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項各号」とあるのは「第43条第1項各号」と、同条第4項中「当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、または執行しようとする者および第1項第2号」とあるのは「当該県立公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施し、または実施しようとする者および第43条第1項第2号」と読み替えるものとする。

（自然体験活動促進計画の認定）

第44条　前条第1項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、県立公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関する計画（以下「自然体験活動促進計画」という。）を作成したときは、当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、知事の認定を申請することができる。

2　自然体験活動促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 自然体験活動促進計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）

(2) 計画区域における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針

(3) 自然体験活動促進計画の目標

(4) 前号の目標を達成するために行う自然体験活動促進事業の内容および実施主体

(5) 計画期間

(6) その他規則で定める事項

3　知事は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る自然体験活動促進計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(1) 公園計画に照らして適切なものであること。

(2) 当該自然体験活動促進計画の実施が計画区域における質の高い自然体験活動の促進に寄与するものであると認められること。

(3) 当該県立公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4　知事は、前項の認定をしようとするときは、当該県立公園の区域をその区域に含む市町の意見を聴かなければならない。

5　知事は、当該県立公園の保護または利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、第3項の認定に条件を付し、およびこれを変更することができる。

6　知事は、第3項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る自然体験活動促進計画の概要を公表しなければならない。

（認定を受けた自然体験活動促進計画の変更）

第45条　前条第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画の変更をしようとするときは、第43条第1項に規定する協議会において当該変更に係る自然体験活動促進計画を作成し、当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　前条第3項の認定（前項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3　前条第3項から第6項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。

（認定の取消し）

第46条　知事は、第44条第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第1項において「認定自然体験活動促進計画」という。）が第44条第3項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2　知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

（報告徴収および立入検査）

第47条　知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第44条第3項の認定を受けた者に対し、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、またはその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地もしくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第30条第1項第1号中「おこさせる」を「起こさせる」に改め、同項第2号中「けんお」を「嫌悪」に、「客引し」を「客引きをし」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 野生動物（鳥類または哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであつて、当該県立公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。

第30条第2項中「知事は、当該職員をして」を「県の当該職員は」に改め、「前項第2号」の右に「または第3号」を加え、「に対して」を「があるときは」に、「指示させる」を「指示する」に改め、同条第3項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、第4

章中同条を第38条とする。

第29条を第37条とする。

第28条第１項中「第16条第３項」を「第24条第３項」に、「第17条第３項第６号」を「第25条第３項第８号」に、「第26条第２項」を「第34条第２項」に改め、同条第２項中「第16条第３項、第17条第３項第６号、第26条第２項」を「第24条第３項、第25条第３項第８号、第34条第２項」に、「当該職員をして」を「その必要な限度において、その職員に」に、「または建物内に立ち入らせて必要な検査または調査を」を「もしくは建物内に立ち入り、第24条第３項各号、第25条第３項第８号もしくは第34条第１項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、またはこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査」に改め、同条第３項中「に規定する」を「の規定による立入検査または立入調査をする」に、「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、同条に次の１項を加え、同条を第36条とする。

４　第１項および第２項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第27条第１項中「第16条第３項」を「第24条第３項」に、「第17条第３項」を「第25条第３項」に、「第25条」を「第33条」に改め、同条第２項中「以下」の右に「この条において」を加え、同条第３項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、同条を第35条とする。

第26条第１項中「その旨」を「対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法および着手予定日その他規則で定める事項」に改め、同条第２項中「風致」を「風景」に改め、同条第７項第１号中「執行」の右に「または認定利用拠点整備改善事業」を加え、同項中第５号を第７号とし、第４号を第６号とし、第３号を第５号とし、同項第２号中「第31条第１項」を「第48条第１項」に改め、同号を同項第４号とし、同項第１号の次に次の２号を加え、同条を第34条とする。

(2) 認定生態系維持回復事業等として行う行為

(3) 認定自然体験活動促進事業として行う行為

第25条中「第16条第３項」を「第24条第３項」に、「第17条第３項第６号」を「第25条第３項第８号」に改め、同条を第33条とする。

第24条第１項中「第18条」を「第26条」に改め、同条を第32条とする。

第23条第１項中「第18条」を「第26条」に改め、同条第２項中「第19条第３項各号」を「第27条第３項各号」に改め、同条第３項中「第21条」を「第29条」に改め、同条第４項中「第19条第５項」を「第27条第５項」に改め、同条を第31条とする。

第22条を第30条とする。

第21条第６項中「第23条第２項」を「第31条第２項」に改め、同条を第29条とする。

第20条を第28条とする。

第19条第２項中「第23条」を「この条から第31条」に改め、「おいて」の右に「単に」を加え、同条第３項第５号中「第23条第２項」を「第31条第２項」に改め、同条を第27条とする。

第18条に次の２項を加え、同条を第26条とする。

７　県立公園の利用者であつて規則で定める要件に適合する者は、その監督の下に、他の利用者を利用調整地区の区域内へ前条第３項に規定する期間内に立ち入らせようとするときは、その者およびその者の監督の下に立ち入る者の立入りが第１項各号のいずれにも適合していることについて、知事の認定を受けることができる。

８　第２項から第６項までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、第５項中「亡失し」とあるのは「その者もしくはその者の監督の下に立ち入る者が亡失し」と、第６項中「受けた者」とあるのは「受けた者およびその者の監督の下に立ち入る者」と読み替えるものとする。

第17条第３項第１号中「第66条第２項」を「第79条第２項」に、「第56条第１項後段」を「第68条第１項後段」に、「第56条第３項」を「第68条第３項」に改め、同項第３号中「ため」の右に「、または認定利用拠点整備改善事業を行うため」を加え、同項中第６号を第８号とし、第５号を第７号とし、同項第４号中「第31条第１項」を「第48条第１項」に改め、同号を同項第６号とし、同項第３号の次に次の２号を加え、同条を第25条とする。

(4)　認定生態系維持回復事業等を行うために立ち入る場合

(5)　認定自然体験活動促進事業を行うために立ち入る場合

第16条第３項中「次に」を「は、次の各号に」に改め、「をしようとする者」を削り、「受けなければ」の右に「、しては」を加え、同項ただし書中「当該特別地域が指定され、もしくはその区域が拡張された際既に着手していた行為もしくは第６号に規定する物が指定された際既に着手していた同号に掲げる行為または」を削り、「について」を「または第３号に掲げる行為で森林の整備および保全を図るために行うもの」に改め、同項中第14号を第18号とし、第11号から第13号までを４号ずつ繰り下げ、同項第10号中「（以下この号において「指定動物」という。）」を削り、「指定動物の」を「当該動物の」に改め、同号を同項第13号とし、同号の次に次の１号を加える。

⒁　知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

第16条第３項第９号を同項第11号とし、同号の次に次の１号を加える。

⒁　知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、または当該植物の種子をまくこと。

第16条第３項中第８号を第10号とし、第５号から第７号までを２号ずつ繰り下げ、第４号を第５号とし、同号の次に次の１号を加える。

(6)　知事が指定する湖沼または湿原およびこれらの周辺１キロメートルの区域内において当該湖沼もしくは湿原またはこれらに流水が流入する水域もしくは水路に汚水または廃水を排水

設備を設けて排出すること。

第16条第３項第３号を同項第４号とし、同項第２号の次に次の１号を加える。

(3) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

第16条第５項を次のように改める。

５　第３項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなつた日から起算して３月以内に知事にその旨を届け出なければならない。

第16条第７項中「木竹を植栽し、または家畜を放牧」を「木竹の植栽または家畜の放牧（第３項第12号または第14号に掲げる行為に該当するものを除く。）を」に改め、同条第８項第１号中「執行」の右に「または認定利用拠点整備改善事業（認定利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業をいう。以下同じ。）」を加え、同項第３号を同項第５号とし、同項第２号中「第31条第１項」を「第48条第１項」に改め、同号を同項第４号とし、同項第１号の次に次の２号を加え、同条を第24条とする。

(2) 認定生態系維持回復事業等（第40条第１項の規定により行われる生態系維持回復事業および同条第２項の確認または同条第３項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。）として行う行為

(3) 認定自然体験活動促進事業（第46条第１項に規定する認定自然体験活動促進計画に係る第43条第１項第１号に規定する自然体験活動促進事業をいう。以下同じ。）として行う行為

第４章を第５章とし、同章の前に次の１章を加える。

第４章　公園事業

（公園事業の決定）

第10条　公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。この場合において、審議会が軽微な事項と認めるものについては、審議会の意見を聴くことを要しない。

２　知事は、公園事業を決定したときは、その概要を告示しなければならない。

３　前２項の規定は、公園事業の廃止または変更について準用する。

（協議会による公園事業の決定等の提案）

第11条　第18条第１項に規定する協議会は、知事に対し、第19条第１項に規定する利用拠点整備改善計画の作成のために必要な公園事業の決定または変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園事業の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

２　知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園事業の決定または変更をする必要がないと判断したときは、その旨およびその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

（公園事業の執行）

第12条　公園事業は、県が執行する。

2　国および他の地方公共団体（以下「国等」という。）は、規則で定めるところにより、知事に協議して、公園事業の一部を執行することができる。

3　県および国等以外の者は、規則で定めるところにより、知事の認可を受けて、公園事業の一部を執行することができる。

4　第2項の協議をしようとする者または前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した協議書または申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 第2条第3号に規定する知事が定める施設（以下この条において「公園施設」という。）の種類

(3) 公園施設の位置

(4) 公園施設の規模

(5) 公園施設の管理または経営の方法

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5　前項の協議書または申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6　第2項の協議をした者または第3項の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国等にあつては知事に協議しなければならず、県および国等以外の者にあつては知事の認可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7　前項の協議をしようとする者または同項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した協議書または申請書を知事に提出しなければならない。

8　第5項の規定は、前項の協議書または申請書について準用する。

9　公園事業者は、第6項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

10　第3項または第6項の認可には、県立公園の保護または利用のために必要な限度において、条件を付することができる。

（改善命令）

第13条　知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、前条第3項の認可を受けた者に対し、当該公園事業に係る施設の改善その他の当該公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

（承継）

第14条　公園事業者（第12条第3項の認可を受けた者に限る。）が県および国等以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人および譲受人があらかじめその譲渡および譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。

2　公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であつて、公園事業者である法人が存続するものを除く。）または分割（その公園事業の全部を承継させるものに限る。）をした場合において、合併後存続する法人もしくは合併により設立される法人または分割によりその公園事業の全部を承継する法人（以下この項において「合併法人等」という。）が他の地方公共団体である場合にあつては知事に協議したとき、合併法人等が地方公共団体以外の法人である場合にあつては知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。

3　公園事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が２人以上ある場合において、その全員の同意によりその公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）がその公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後60日以内に知事に申請して、その承認を受けなければならない。

4　相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日または承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第12条第３項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。

5　第３項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

（公園事業の休廃止）

第15条　公園事業者は、その公園事業の全部もしくは一部を休止し、または廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

（認可の失効および取消し等）

第16条　公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第12条第３項の認可は、その効力を失う。

2　前項の規定により第12条第３項の認可が失効したときは、当該認可が失効した者は、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

3　知事は、第12条第３項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。

(1) 第12条第６項もしくは第９項または前条の規定に違反したとき。

(2) 第12条第10項の規定により同条第３項または第６項の認可に付された条件に違反したとき。

(3) 第13条の規定による命令に違反したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により第12条第３項または第６項の認可を受けたとき。

（原状回復命令等）

第17条　知事は、第12条第３項の認可を受けた者がその公園事業を廃止した場合、同項の認可が失効した場合または同項の認可を取り消した場合において、県立公園の保護のために必要があると認めるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者または当該認可を取り消された者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、ま

たは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2　前項の規定により原状回復またはこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、またはその命じた者もしくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨およびその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事またはその命じた者もしくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3　前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（利用拠点の整備改善に関する協議会）

第18条　次に掲げる者は、単独でまたは共同して、県立公園の区域内における第37条第１項に規定する集団施設地区その他の公園の利用のための拠点（以下「利用拠点」という。）となる区域（以下「利用拠点区域」という。）について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

(1) 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、または執行すると見込まれる者

(2) 当該利用拠点区域内の施設、土地または木竹であつて利用拠点の整備改善に関する事業（以下「利用拠点整備改善事業」という。）に係るものの所有者または使用および収益を目的とする権利を有する者

(3) 当該県立公園の区域をその区域に含む市町

2　前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

(1) 前項第１号および第２号に掲げる者

(2) 前項第３号に掲げる市町（当該協議会を組織する者である場合に限る。）

(3) その他当該協議会が必要と認める者

3　第１項各号に掲げる者は、同項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

4　当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、または執行しようとする者および第１項第２号に掲げる者であつて同項に規定する協議会の構成員でないものは、当該協議会に対して、自己を当該協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

5　前項の規定による申出を受けた第１項に規定する協議会は、正当な理由がない限り、当該申出に応じなければならない。

6　第１項に規定する協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提

供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

7　第1項に規定する協議会において協議が調つた事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

8　前各項に定めるもののほか、第1項に規定する協議会の運営に関し必要な事項は、当該協議会が定める。

（利用拠点整備改善計画の認定）

第19条　前条第1項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、県立公園の区域内における利用拠点区域について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画（以下「利用拠点整備改善計画」という。）を作成したときは、当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、知事の認定を申請することができる。

2　利用拠点整備改善計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 利用拠点整備改善計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）

(2) 計画区域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関する基本的な方針

(3) 利用拠点整備改善計画の目標

(4) 前号の目標を達成するために行う利用拠点整備改善事業の内容、実施主体および実施時期

(5) 第12条第2項の協議または同条第3項の認可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第4項各号に掲げる事項

(6) 第12条第6項の協議もしくは認可または同条第9項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第4項各号に掲げる事項のうち変更に係るもの

(7) 計画期間

(8) その他規則で定める事項

3　利用拠点整備改善計画は、景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画に適合するものでなければならない。

4　知事は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(1) 公園計画に照らして適切なものであること。

(2) 当該利用拠点整備改善計画の実施が計画区域における利用拠点の質の向上に寄与するものであると認められること。

(3) 当該県立公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5　知事は、前項の認定をしようとするときは、当該利用拠点区域をその区域に含む市町の意見を聴かなければならない。

6　知事は、当該県立公園の保護または利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度

において、第４項の認定に条件を付し、およびこれを変更することができる。

７　知事は、第４項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る利用拠点整備改善計画の概要を公表しなければならない。

（認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更）

第20条　前条第４項の認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更をしようとするときは、第18条第１項に規定する協議会において当該変更に係る利用拠点整備改善計画を作成し、当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

２　前条第４項の認定（前項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

３　前条第４項から第７項までの規定は、第１項の変更の認定について準用する。

（認定の取消し）

第21条　知事は、第19条第４項の認定を受けた利用拠点整備改善計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条において同じ。）が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

２　知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

（公園事業に関する特例）

第22条　利用拠点整備改善事業を実施しようとする者が、その利用拠点整備改善計画について第19条第４項の認定を受けたときは、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業のうち、第12条第２項もしくは第６項の協議をし、同条第３項もしくは第６項の認可を受け、または同条第９項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により協議をし、認可を受け、または届出をしたものとみなす。

（報告徴収および立入検査）

第23条　知事は、第12条第３項の認可を受けた者に対し、この章の規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、またはその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

２　知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第19条第４項の認定を受けた者に対し、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定利用拠点整備改善計画」という。）の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、またはその職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地もしくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

３　前２項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示

しなければならない。

4　第1項および第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

付　則

（施行期日）

1　この条例は、令和6年7月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現に改正前の第7条第1項の規定により決定されている公園計画および公園事業は、それぞれ改正後の第7条第1項の規定により決定された公園計画および改正後の第10条第1項の規定により決定された公園事業とみなす。

3　この条例の施行前に改正前の第9条第3項前段または後段の規定により承認の申請がされた場合における承認については、なお従前の例による。

4　この条例の施行前に改正前の第9条第3項後段の規定によりされた承認（この条例の施行後に前項の規定によりなお従前の例によりされた同条第3項後段の規定による承認を含む。）は、他の地方公共団体に係るものにあっては改正後の第12条第6項の規定によりされた協議と、地方公共団体以外の者に係るものにあっては同項の規定によりされた認可とみなす。

5　改正後の第12条第9項の規定は、この条例の施行の日以後に同項に規定する変更をした者について適用する。

6　改正後の第17条の規定は、この条例の施行の日以後に改正後の第12条第3項の認可に係る公園事業を廃止した者、当該認可が失効した者および当該認可を取り消された者について適用する。

7　この条例の施行前に改正前の第26条第1項の規定によりされた届出は、改正後の第34条第1項の規定によりされた届出とみなす。

8　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9　付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

（滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部改正）

10　滋賀県住民基本台帳法施行条例（平成14年滋賀県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1第9項中「第16条第3項」を「第24条第3項」に改める。